

ローズガーデン荒島重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

ローズガーデン荒島（指定第 3290200140 号）

当事業所は契約者に対して地域密着型特定施設入居者生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人せんだん会
- (2) 法人所在地 島根県安来市安来町 8 9 9 番地 1
- (3) 電話番号 0854-23-7331 FAX 0854-23-7332
- (4) 代表者氏名 理事長 杉原 建

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
平成 28 年 8 月 1 日指定
- (2) 事業所の名称 ローズガーデン荒島（事業所番号 3290200140）
- (3) 事業所所の所在地及び電話番号
島根県安来市荒島町 2177 番地 14
TEL 0854-28-6350
- (4) 管理者氏名 土江 譲

3. 事業の目的及び運営の方針

- (1) 事業の目的
要介護状態にある者（以下「利用者」という。）に対し適切な地域密着型特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。
- (2) 運営の方針
 - 1 地域密着型特定施設入居者生活介護の従業者は、特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。
 - 2 安定的かつ継続的な事業運営に努めます。
 - 3 地域密着型特定施設入居者生活介護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

【機能訓練】利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための日常生活動作訓練を実施します。

【健康管理】看護職員により利用者の状況に応じて適切な措置を講じます。また、緊急時必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に相談し情報提供をさせていただきます。

【相談及び援助】利用者及びその家族からの相談に、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行います。

【社会生活上の便宜の提供】施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーションを行います。行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者及び家族の状況によっては代わりに行います。

(2) 介護保険給付外サービス

【理容】理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

【おむつ等の注文代行】購入が困難である場合は、注文を代行します。納品書等を受け取りの後、注文先にお支払をしてください。

8. 利用料金

(1) 介護保険対象サービス利用料(1割負担)

介護度	基本料金	サービス提供体制強化加算Ⅲ	1日の合計
要介護1	546円	22円	568円
要介護2	614円	22円	636円
要介護3	685円	22円	707円
要介護4	750円	22円	772円
要介護5	820円	22円	842円

*介護職員処遇改善加算として保険部分合計に12.2%が別途かかります。

*高齢者施設等感染対策向上加算 (1) 10単位/月 (2) 5単位/月

*協力医療機関連携加算 100単位/月(対象者のみ)

(2) 日常生活費、その他の費用等

レクリエーション費用	実費
日常生活上必要な物品の購入費(おむつ代他)	実費
サービス記録複写物の交付(1枚)	20円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

(3) 利用料金の支払方法

利用料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、以下の方法でお支払ください。

指定口座からの引き落とし	山陰合同銀行 または ゆうちょ銀行
--------------	-------------------

9. 苦情処理の体制

(1) 当事業所の苦情受付

苦情の受付は、口頭でも、窓口を設置した苦情ボックスでも受け付けております。
ご契約者及びその家族等の要望に応えられるよう迅速に対応いたします。

○苦情受付窓口（担当者）

管理者 土江 譲 TEL0854-28-6350

* 荒島ふれあいの郷TEL0854-28-9222 でも受け付けます。

○受付時間 毎週月曜日～金曜日
8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

安来市役所 健康福祉部 介護保険課	所在地 島根県安来市広瀬町広瀬 1930-1 電話番号 0854-23-3290 FAX 0854-32-9009
島根県国民健康保険 団体連合会	所在地 島根県松江市学園1丁目7番14号 電話番号 0852-21-2113 FAX 0852-21-2164
苦情処理 第三者委員	氏名 若槻昌子 電話番号 (0854) 28-8912 入江明美 電話番号 (0854) 28-8519

10. 運営推進会議の設置

当事業所では、地域密着型特定施設入居者生活介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉

構 成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者等

開 催：概ね2か月に1回

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

11. 緊急時の対策

- (1) 当事業所では、利用者様の心身の状態に異変、病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、家族に連絡を取るとともに主治医、又は協力医療機関と連携をとり適切に対処いたします。

〈協力医療機関〉

社会医療法人 昌林会

安来第一病院 所在地 島根県安来市安来町 899-1
TEL (0854) 22-3411

- (2) 緊急を要する場合は、直ちに救急車を要請し、家族に連絡します。
- (3) 利用者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、原因等を解明し利用者、家族等を交え協議し、損害賠償を速やかに行います。
- (4) 事故等が発生した場合は、職員全員で対策について話し合い、研修会を開催し再発防止に努めます。

1 2. 非常災害時の対策

- (1) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成します。台風や集中豪雨による浸水被害の発生に備え、水防法に基づく避難確保等（避難確保計画の策定、避難訓練の実施、自衛水防組織の設置等）の必要な措置を講じます。
- (2) 平常時の訓練及び防火管理者：別途定める消防計画にのっとり年 2 回夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者にも参加していただき実施します。

防火管理者：土江 譲

(3) 防災設備

- ・自動火災報知設備 ・火災通報装置 ・誘導等灯（避難口、通路）
- ・スプリンクラー ・ガス漏れ警報設備

1 3. 身体拘束等の適正化に向けた取り組み

- (1) 地域密着型特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、（以下「身体拘束等の態様等」という。）を記録します。
- (3) 身体拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者またはその家族に、身体拘束等の態様等を説明します。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りではありません。事前に説明を行わなかった場合には、当該身体拘束等を行った後速やかに、利用者またはその家族に、身体拘束等の態様等を説明致します。
- (4) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - 1 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともにその結果について、介護事業所その他の職員に周知徹底を図る。
 - 2 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 3 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

1 4. 虐待防止に関する事項

- (1) 利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じます。

- 1 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
 - 2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 3 その他虐待防止のために必要な措置
- (2) サービス提供中に、事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 5. 秘密の保持・個人情報の保護

- (1) 事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得たき契約者及びその家族等の秘密を漏らしません。利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (2) 利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ます。

1 6. 衛生管理

- (1) 介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとともに、密接な連携を保ちます。

1 7. サービス利用にあたっての留意事項

(1) 来訪・面会について

体調が優れない場合や、身の回りで10日以内に感染症の方があった場合は面会をお控え願います。新型コロナウイルス感染症予防対策のため、直接面会を控えていただく場合があります。オンライン面会もできますので、ぜひご利用ください。面会ご希望の方は、必ず事前にお知らせください。なお、面会などで嗜好品や身の回り品を届けられる場合は、職員に一声お願いいたします。

(2) 外出・外泊について

外出、外泊、をされる場合は、事前にお申し出ください。新型コロナウイルス感染症予防対策のため、受診以外の外出、外泊を控えていただいております。

(3) 医療機関の受診について

定期受診、及び緊急時の受診については、ご親族又は身元引受人の付き添いをお願い致します。医療を必要とする場合は、利用者様の希望により、協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また協力医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。診療等に要する費用は、本人負

担になります。

(4) 設備・器具等の利用について

設備・器具等は、本来の用途に従って利用してください。故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、設備・器具等を壊したり汚したりした場合には、利用者様に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。利用者様に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者様の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但しその場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

(5) 喫煙について

敷地内は禁煙です。

(6) 迷惑行為等について

騒音等他の利用者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者様の居室等に立ち入らないようにしてください。

(7) 現金等の管理について

現金の預かりは致しません。

(8) 宗教活動・政治活動について

敷地内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

(9) 動物飼育について

敷地内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

地域密着型特定施設入居者生活介護サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明日 令和 年 月 日

説明者職氏名

地域密着型特定施設入居者生活介護 ローズガーデン荒島

管理者 土江 譲

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意しました。

同意日 令和 年 月 日

(利用者)

住所

氏名

印

(利用者の身元引受人)

住所

氏名

印